

生活衛生資金貸付利率の改定について

国民生活金融公庫 生活衛生企画部
東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル6階
電話 03-3270-1651

平成19年10月11日から生活衛生資金貸付の貸付利率が次のとおり改定されます。

区分	適用施設設備等	年 利 率 (注1、2)		適用時期
		旧 利 率	新 利 率	
基準利率	下記以外の設備資金 下記以外の運転資金 セーフティネット貸付 衛生環境激変対策特別貸付(注3)	2.4~2.95%	2.5~3.0%	平成19年 10月11 日 以降の貸付 契約に係る もの
特 利 ①	近代化設備 事業安定等施設(注3) 振興事業貸付のうち標準営業約款登録業者にかかる運転資金	1.9~2.6%	2.1~2.75%	
特 利 ②	省エネルギー設備 環境対策等関連施設(注3) 健康・福祉増進関連事業施設(注3)	1.65~2.5%	1.85~2.5%	
特 利 ③	振興施設のうち特定設備 衛生設備 衛生環境激変対策特別貸付(注3) 健康・福祉増進関連事業施設(注3) 環境対策等関連施設(注3) 事業安定等施設(注3)	1.4~2.25%	1.6~2.25%	
浴場利率	浴場業衛生・近代化設備 浴場業借地更新・買取資金	1.4~2.1%	1.6~2.1%	
設備改善利率	小企業等設備改善資金特別貸付	2.1%	2.2%	

(注1) 貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。

(注2) 貸付利率は、貸付期間によって異なります。

(注3) 用途等により適用利率が異なります。